

非常勤消防団員等の公務災害に係る診療契約書

岩手県市町村総合事務組合管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の諸規定に基づき、甲が行う非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）、市町村等の議会の議員その他非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）並びに市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の災害補償給付に係る診療について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の指定医療機関として、この契約の定めるところにより、乙の会員である医師の開設する医療機関（以下「丙」という。）に、甲の市町村等の消防団員等、非常勤職員又は学校医等の公務上の災害又は通勤による災害に係る負傷又は疾病で、「非常勤消防団員等公務災害証明書」（市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第13号）別記様式第3号）又は「非常勤職員等公務（通勤）災害証明書」（市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第2号）別記様式第3号）の発行された者の診療を行なわせるものとする。

第2条 甲は、診療を受けようとする消防団員等、非常勤職員又は学校医等が、この契約に基づく診療を受ける資格を有する者であることを証するため、前条に規定する証明書を当該人に交付し、受診の際これを丙に提出させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、証明書を提出できない場合は、甲は、その旨口頭など適当な方法により丙に申し出、後日遅滞なく証明書を提出しなければならない。

第3条 丙が甲に請求する診療費の額は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付に要する費用の算定基準の例により算定した額とする。ただし、診療報酬点数により算定するものについては、1点単価を12円として算定するものとする。また、療養補償請求書取扱料については、算定の対象としないものとする。

第4条 丙は、前条の規定により算定した毎月分の診療報酬を所定の様式に記入の上、関係市町村等を経由して甲に請求するものとする。

2 丙は、診療上必要と認めて収容した場合の特別室に係る室料差額、診療上必要なその他の費用及び文書料について、前項に合わせ請求するものとする。

第5条 甲は、前条に規定する請求を受けた場合は、内容を確認の上、速やかに支払を行うものとする。

第6条 丙は、診療に関する書類を、その完結の日から3年間保存しておかなければならない。

第7条 甲又は乙のいずれかが、この契約の解除を申し入れたときは、これを解約することができる。この場合は、解約の日30日前までに文書で相手方に通知しなければならない。

第8条 この契約の有効期限は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の日30日前までに、双方から何らの意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間効力を有するものとし、次年度以降についても同様とする。

第9条 この契約について生じた疑義又はこの契約に定めのない事項については、必要の都度甲・乙協議してこれを定める。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成14年4月1日

甲 盛岡市山王町4番1号
岩手県市町村総合事務組合
管理者 佐藤 守

乙

協 定 書

岩手県市町村総合事務組合管理者（以下「甲」という。）と社団法人岩手県柔道接骨師会（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の諸規定に基づき、甲が行う非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）、市町村等の議会の議員その他非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）並びに市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の災害補償給付に係る施術について、次のとおり協定する。

第1条 乙は、この協定書に定めるところにより、乙の会員である柔道整復師（以下「丙」という。）に、甲の市町村等の消防団員等、非常勤職員又は学校医等の公務上の災害又は通勤による災害に係る負傷又は疾病で、「非常勤消防団員等公務災害証明書」（市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第13号）別記様式第3号）又は「非常勤職員等公務（通勤）災害証明書」（市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第2号）別記様式第3号）の発行された者の施術を行なわせるものとする。

第2条 甲は、施術を受けようとする消防団員等、非常勤職員又は学校医等が、この協定に基づく施術を受ける資格を有する者であることを証するため、前条に規定する証明書を当該人に交付し、受診の際これを丙に提出させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、証明書を提出できない場合は、甲は、その旨口頭など適当な方法により丙に申し出、後日遅滞なく証明書を提出しなければならない。

第3条 この協定による施術及び料金は、別に定める労災施術料金表によるものとする。

第4条 乙は、丙の施術に係る毎月分の施術料金を審査の上所定の様式に記入の上、甲に請求するものとし、丙はその受領を乙に委任するものとする。

第5条 甲は、前条に規定する請求を受けた場合は、内容を確認の上、速やかに乙に支払を行うものとする。

第6条 乙は、丙をしてこの協定による施術に関する書類を、その完結の日から3年間保存させなければならない。

第7条 乙は、常に丙を監督し、この協定を誠実に履行させるとともに、関係法令を遵守させ、これに基づいて施術を行なわせるものとする。

第8条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解除を申し入れたときは、これを解約することができる。この場合は、解約の日30日前までに文書で相手方に通知しなければならない。

第9条 この協定の有効期限は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の日30日前までに、双方から何らの意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間効力を有するものとし、次年度以降についても同様とする。

第10条 この協定について生じた疑義又はこの協定に定めのない事項については、必要の都度甲・乙協議してこれを定める。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成14年4月1日

甲 盛岡市山王町4番1号
岩手県市町村総合事務組合
管理者 佐藤 守

乙